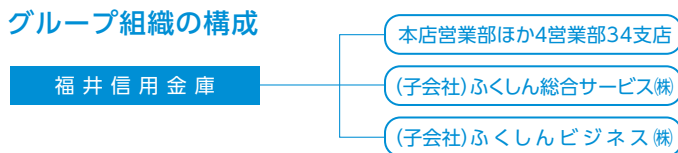


■ 金庫及びその子会社等の主要な事業内容及び組織の構成

「福井信用金庫」グループは、福井信用金庫と100パーセント出資子会社であるふくしん総合サービス(株)とふくしんビジネス(株)で構成されており、信用金庫業務を中心に事務処理代行業務やメール業務などの金融サービスを提供しております。

グループ組織の構成



子会社に関する状況

会社名	ふくしん総合サービス株式会社	ふくしんビジネス株式会社
所在地	福井市田原2丁目3番1号	坂井市丸岡町西里丸岡10号15番地
資本金	30百万円	30百万円
当金庫議決権比率	100%	100%
設立年月日	昭和62年7月10日	平成18年7月7日
主要業務内容	当金庫のためのメール業務、現金精査整理事務、ATM機器の管理 等	火災保険の期日管理及び火災保険証券・債権書類の集中保管・管理業務 等

直近の事業年度における事業の概況

連結子会社であります「ふくしん総合サービス(株)」は、売上高は前期比22,775千円減少し1億39百万円となり、経常利益は9,389千円となりました。

また、「ふくしんビジネス(株)」は、売上高は前期比1,499千円増加し38百万円となり、経常利益は1,970千円となりました。

その結果、今期の連結決算における経常収益は121億46百万円、経常利益は12億91百万円となりましたが、この連結決算業績は、連結決算の中心であります当金庫単体の業績によるものが大部分を占めております。

5 連結会計年度における主要な経営指標の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結経常収益(千円)	11,341,118	11,225,884	9,645,729	9,108,884	12,146,800
連結経常利益(千円)	2,494,719	2,565,525	1,543,364	856,443	1,291,198
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,933,643	1,789,540	1,286,363	403,374	981,429
連結純資産額(百万円)	56,074	62,871	58,394	58,316	56,212
連結総資産額(百万円)	845,964	851,568	893,101	923,920	890,354
連結自己資本比率(%)	16.25	16.74	17.32	17.51	17.29

連結信用金庫法開示債権について

令和5年3月末連結決算の連結信用金庫法開示債権については、単体決算と同額となっております。

事業の種類別セグメント情報

連結子会社である「ふくしん総合サービス(株)」「ふくしんビジネス(株)」は、信用金庫業務以外に事業を営んでおりませんので、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

■ 連結財務諸表の作成方針

○連結の範囲に関する事項

連結の範囲に含めた子会社 2社
ふくしん総合サービス(株)、ふくしんビジネス(株)

○連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は3月31日であります。

○剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

■ 連結の範囲に関する次に掲げる事項

1. 連結の範囲に関する事項

- イ. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下この条において「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありませぬ。
- ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
連結子会社の数 2社
ふくしん総合サービス株式会社
ふくしんビジネス株式会社
連結子会社の主要な業務内容は、上記 子会社に関する状況をご覧ください。
- ハ. 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません。

- 二. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません。
 - ホ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要
該当ありません。
2. 自己資本調達手段の概要
当金庫グループは、毎期からの蓄積である内部留保(利益剰余金)を中心に自己資本の充実を図っており、令和4年3月末現在で外部から調達している自己資本は、地域のお客さまからお預りしている当金庫の普通出資金のみであります。
3. 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要
令和3年度における自己資本比率は17.51%と国内基準の4%を大きく上回っており、連結グループ内の経営が健全かつ安全であることを示しております。また、各エクスポージャーにおいても、特定分野に集中することなく、リスク分散が図られております。また、将来の自己資本の充実につきましては、今後も利益の積み上げにより自己資本の充実を図ってまいります。

財務諸表等【連結】

■ 連結貸借対照表

科 目	令和3年度	令和4年度
(資産の部)		
現金及び預け金	289,870	293,301
買入金銭債権	81	60
金銭の信託	—	1,111
有価証券	243,840	211,260
貸出金	385,392	378,928
その他資産	6,696	7,076
有形固定資産	4,301	4,273
建物	1,427	1,482
土地	2,356	2,358
建設仮勘定	12	—
その他の有形固定資産	505	432
無形固定資産	274	202
ソフトウェア	220	159
リース資産	25	15
その他の無形固定資産	28	28
退職給付に係る資産	301	456
繰延税金資産	—	260
債務保証見返	855	561
貸倒引当金	△ 6,838	△ 6,578
資産の部合計	924,776	890,916

■ 連結損益計算書

科 目	令和3年度	令和4年度
経常収益	9,108,884	12,146,800
資金運用収益	7,492,458	10,428,763
貸出金利息	4,413,498	4,331,082
預け金利息	408,688	449,551
有価証券利息配当金	2,547,374	5,525,383
その他の受入利息	122,897	122,746
役務取引等収益	1,040,610	1,126,513
その他業務収益	179,289	166,974
その他経常収益	396,526	424,548
貸倒引当金戻入益	—	157,363
償却債権取立益	109,152	81,373
その他の経常収益	287,374	185,811
経常費用	8,252,440	10,855,601
資金調達費用	70,661	48,200
預金利息	55,536	39,475
給付補填備金繰入額	9,955	4,528
借入金利息	3,812	2,854
その他の支払利息	1,357	1,341
役務取引等費用	804,083	762,138
その他業務費用	128,178	3,417,896
経常費用	6,663,765	6,435,505
その他経常費用	585,751	191,861
貸倒引当金繰入額	460,964	—
その他の経常費用	124,786	191,861
経常利益	856,443	1,291,198

(単位:百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
(負債の部)		
預金積金	836,381	830,826
借入金	26,280	1,380
その他負債	1,222	1,240
賞与引当金	419	407
役員賞与引当金	16	12
役員退職慰労引当金	295	235
睡眠預金払戻損失引当金	29	22
偶発損失引当金	29	17
繰延税金負債	930	—
債務保証	855	561
負債の部合計	866,459	834,704
(純資産の部)		
出資金	4,468	4,436
利益剰余金	49,624	50,547
会員勘定合計	54,093	54,984
その他有価証券評価差額金	4,223	1,227
評価・換算差額等合計	4,223	1,227
純資産の部合計	58,316	56,212
負債及び純資産の部合計	924,776	890,916

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
特別利益	—	8,431
固定資産処分益	—	8,431
特別損失	35,251	21,142
固定資産処分損	19,260	4,310
減損損失	10,710	8,959
その他の特別損失	5,279	7,872
税金等調整前当期純利益	821,192	1,278,488
法人税、住民税及び事業税	145,457	345,728
法人税等調整額	272,360	△ 48,670
法人税等合計	417,818	297,058
当期純利益	403,374	981,429
親会社株主に帰属する当期純利益	403,374	981,429

■ 連結剰余金計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	49,401,394	49,624,691
利益剰余金増加高	403,374	981,429
親会社株主に帰属する当期純利益	403,374	981,429
利益剰余金減少高	180,077	58,374
配当金	50,099	58,374
会計方針変更による累積影響額	129,978	—
利益剰余金期末残高	49,624,691	50,547,746

(注)信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成15年4月22日付内閣府令第49号)により、連結剰余金計算書等の様式が改正されたことに伴い、「(資本剰余金の部)」及び「(利益剰余金の部)」に区分して記載することとされておりますが、当金庫には「(資本剰余金の部)」に該当する項目がないため省略しております。

連結財務諸表に関する注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
3. 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|------------|--------|
| 建物 | 6年～39年 |
| その他の有形固定資産 | 3年～20年 |
- 連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。
- なお、自庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社で定める利用可能期間（主として3年～5年）に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数として定額法により償却しております。
- なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
7. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込めど計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎として貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は41億59百万円であります。
- 連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
9. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準による方法、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- 過去勤務費用
- その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定率法により損益処理
- 数理計算上の差異
- 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理
- 「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- 当金庫並びに連結される子会社は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）に加入しており、当金庫並びに連結される子会社の提出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への提出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫並びに連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,740,569百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,807,426百万円 |
| 差引額 | △ 66,857百万円 |
- ②制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社の掛金提出割合（令和4年3月31日現在）
- | |
|---------|
| 0.6092% |
|---------|
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高1,626億18百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金1億14百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金提出時の標準給付額に掛けることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 当金庫並びに連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による方法であります。
- ①「関連する会計基準の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」は次のとおりであります。
- 投資信託の解約・償還に伴う差損益については、投資信託全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「関係等債券償還」に計上しております。
- なお、当連結会計年度は、「有価証券利息配当金」に投資信託の解約・償還に伴う差損益32億42百万円を計上しております。
15. 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であり、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりであります。
- 貸倒引当金 6,578百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。
- 「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 繰延税金資産 856百万円
- 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。
- 当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
17. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額は0百万円であります。
18. 子会社等の株式の総額は60百万円であります。
19. 有形固定資産の減価償却累計額は104億8百万円であります。

20. 有形固定資産の圧縮記帳額は41百万円あります。
21. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。
- なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未回収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸付債約によるものに限る。）であります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 7,966百万円 |
| 危険債権額 | 12,839百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 一 百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 1,547百万円 |
| 合計額 | 22,354百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者による有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受入れた銀行引当手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に行方できる権利を有しておりますが、その額面金額は11億93百万円あります。
23. 担保に供している資産
- | | |
|------|----------|
| 有価証券 | 290億円 |
| 預け金 | 16億97百万円 |
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|-----|---------------------|
| 預金 | 22億37百万円（市県民税、歳入金等） |
| 借入金 | 12億60百万円 |
- 上記のほか、当座借越の担保として預け金250億円、内国為替決済の保証金として預け金250億円を差入れています。
24. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は260百万円あります。
25. 出資1口当たりの純資産額は11,533円53銭であります。
26. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針
- 当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。そのため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であります。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
- 当金庫グループは、融資取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など各管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらとの与信管理は、各営業店のほか融資部や経営サポート部により行われ、また、定期的にリスク統括部および常務会に報告するとともに、必要に応じて理事会に報告しております。さらに、与信管理の状況については、信用リスク委員会にて検証されております。
- 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i)金利リスクの管理
- 当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALMに関する規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会等において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会・理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的には資金証券部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク統括部へ報告するとともに、必要に応じて常務会・理事会に報告しております。
- (ii)為替リスクの管理
- 当金庫グループは、為替変動リスクの管理に関して個別の案件ごとに管理しております。
- (iii)価格変動リスクの管理
- 信用リスクを含む市場運用商品の保有については、余裕資金運用基準・市場リスク管理マニュアルに基づき、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っております。資金証券部で保有している株式の一部は、事業推進目的で保有しているものがあり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及びALM委員会に定期的に報告されております。
- (iv)デリバティブ取引
- デリバティブ取引に関しては、デリバティブ取引運用基準に基づき実施されております。
- (v)市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券および投資信託、「貸出金」及び「預金積金」であります。
- 有価証券の市場リスク量（損失額の推計値）は、VaR（分散共分散法（保有期間3カ月、信頼区間99%、観測期間1年））により算出しており、当連結会計年度の決算日現在で95億53百万円です。
- なお、有価証券においては、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックステッピングを日々実施しており、使用する計測モデルは、十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えておりますが、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- また、預け金・貸出金・預金積金は、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実に状況等について金融庁長官個別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショック」を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
- 当該変動額の算出にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれの金利期間に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動額を用いております。
- なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をい）、日本円の場合0.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は72億68百万円減少するものと把握しております。
- 当該変動額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
- また、金利の合理的な予想変動額を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当金庫グループは、関係各課からの情報を基に適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

財務諸表等【連結】

4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については、(注1)参照）。
なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、買入手形及びコールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、外国為替（資産・負債）、売渡手形及びコールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金並びにコマースナル・ペーパーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預け金(*1)	293,301	290,934	△ 2,367
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	14,600	13,564	△ 1,035
その他有価証券(*3)	196,351	196,351	-
(3)貸出金(*1)	378,928		
貸倒引当金(*2)	△ 6,515		
	372,413	373,996	1,582
金 融 資 産 計	876,666	874,845	△ 1,820
(1)預金積金(*1)	830,826	830,861	34
(2)借入金(*1)	1,380	1,385	5
金 融 負 債 計	832,206	832,246	39

(*1) 現金及び預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
(*3) その他有価証券には、DCF法に基づき算出しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1)現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。自庫保証付私債は、DCF法に基づき算出しております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については28.から32.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
③①②以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（TIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金は一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)借入金

借入金は、すべて固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非 上 場 株 式 (*1)	184
信 金 中 央 金 庫 出 資 金 (*1)	5,517
組 合 出 資 金 (*2)	124
そ の 他 出 資 金	2
合 計	5,828

(*1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現 金 及 び 預 け 金	190,301	80,000	-	23,000
有 価 証 券	21,274	39,212	21,941	128,100
満 期 保 有 目 的 の 債 券	1,000	3,300	300	10,000
そ の 他 有 価 証 券 の うち 満 期 有 る も の	20,274	35,912	21,641	118,100
貸 出 金 (*1)	73,188	114,297	81,775	109,668
合 計	284,763	233,509	103,716	260,768

(*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは「1年以内」に含めて開示しております。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 金 積 金 (*1)	753,152	76,672	10	991
借 入 金	400	880	100	-
合 計	753,552	77,552	110	991

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

28. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」及び「その他の証券」が含まれております。以下、32.まで同様であります。

① 売買目的有価証券は保有していません。

② 満期保有目的の債券

種 類	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
額 借 時 対 価 差 額 が 表 示 計 上 の 上 限			
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	1,000	1,004	4
小 計	1,000	1,004	4
超 対 時 価 差 額 が 表 示 計 上 の 上 限 を 超 える も の			
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	13,600	12,559	△ 1,040
小 計	13,600	12,559	△ 1,040
合 計	14,600	13,564	△ 1,035

③ その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	取 得 原 価	差 額
株 式	615	79	535
債 券	82,910	81,210	1,699
上 限 額 借 入 時 対 価 差 額 が 表 示 計 上 の 上 限			
国 債	25,744	24,534	1,209
地 方 債	24,721	24,518	202
短 期 社 債	-	-	-
社 債	32,445	32,157	287
そ の 他	35,551	32,694	2,856
小 計	119,077	113,985	5,092
を 上 限 額 借 入 時 対 価 差 額 が 表 示 計 上 の 上 限 を 超 える も の			
株 式	0	0	△ 0
債 券	74,276	77,593	△ 3,317
国 債	43,939	46,347	△ 2,407
地 方 債	391	395	△ 4
短 期 社 債	-	-	-
社 債	29,945	30,850	△ 905
そ の 他	2,997	3,092	△ 94
小 計	77,274	80,686	△ 3,412
合 計	196,351	194,671	1,679

29. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

30. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	売 却 額	売 却 益 の 合 計 額	売 却 損 の 合 計 額
株 式	52	6	-
債 券	33,985	16	3,300
国 債	25,786	-	3,132
地 方 債	2,205	10	5
短 期 社 債	-	-	-
社 債	5,994	5	163
そ の 他	29,447	3,626	372
合 計	63,485	3,648	3,673

31. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当連結会計年度において減損処理を行った有価証券はございません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価又は実質価格の取得原価又は債額原価からの下落率としております。減損処理にあたり、下落率が50%以上の銘柄については、一律減損処理しており、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の回復可能性等を考慮して必要と認められた額を減損処理しております。

32. 有価証券貸借取引により貸し付けている有価証券は「国債」に合計100億円含まれております。

33. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

種 類	貸 借 対 照 表 計 上 額	取 得 原 価	差 額	う ち 貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え る も の (*1)	う ち 貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え ない も の (*2)
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	1,111	1,114	△ 3	0	3

(*1) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は955億8百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが473億円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定められている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 32億99百万円
年金資産（時価）	42億54百万円
未積立退職給付債務	△ 9億55百万円
会計基準変更時差異の未処理額	-
未認識数理計算上の差異	27百万円
未認識過去勤務費用（債務の減額）	△ 4億70百万円
連結貸借対照表計上額の純額	△ 4億56百万円
退職給付に係る負債	△ 4億56百万円

36. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約負債の金額は、他の負債と区分表示していません。その他の負債に含まれる契約負債等の金額は、それぞれ以下のとおりであります。
契約負債 2億70百万円

37. 会計方針の変更

《時価の算定に関する会計基準》

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

38. 優先出資の消却

出資金には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日公布法律第44号）第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振り替えて計上した20億円が含まれております。

39. 当連結会計年度の末日後、翌連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象はございません。

連結損益計算書の注記

- 注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資100%親会社株主に帰属する当期純利益金額は199円51銭であります。
 3. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項
 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。役務取引等収益に含まれる顧客との契約から生じる収益の金額は、1,122,033千円です。
 4. その他の経常収益には、退職給付運用益131,404千円、睡眠預金14,503百万円、偶発損失引当金戻入額11,727千円を含んでおります。
 5. その他の経常費用には、睡眠預金払戻金19,733千円、保証協会責任負担金支払額 11,622千円を含んでおります。
 6. 営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び使用目的の変更等により、以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額8,959千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
福井市内	営業用店舗1カ所	事業用不動産	1,438千円
越前市内	営業用店舗2カ所	事業用不動産	4,104千円
坂井市内	遊休資産2カ所	所有不動産	2,614千円
あわら市内	営業用店舗1カ所	事業用不動産	94千円
丹生郡内	遊休資産3カ所	所有不動産	502千円
今立郡内	営業用店舗1カ所	事業用不動産	207千円
合 計			8,959千円

営業用店舗については、継続的な収支の把握を行っている各営業店(独立店舗においては各支店、[エリア制]店舗については、母店及びサテライト店をグループ化したもの)を最小単位とし、遊休資産については、各資産をそれぞれグループの最小単位としております。本部、未来プラザ、倉庫、保養所等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共有資産としております。
 なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、当年度の「不動産担保評価基準」等に基づき算定しております。
 7. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点を収益を認識しております。
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	一部の取扱手数料等のサービス期間に対応して生じる収益については、利用期間に集計しております。
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料 投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料 保護預り、貸金庫業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に關係する受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除外しております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

自己資本の充実の状況【連結】

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
【コア資本に係る基礎項目(1)】		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	54,080	54,967
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,468	4,436
うち、利益剰余金の額	49,624	50,547
うち、外部流出予定額(△)	49	48
うち、上記以外に該当するものの額	36	31
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	606	471
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	606	471
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	54,686	55,439
【コア資本に係る調整項目(2)】		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	198	147
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	198	147
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	301	456
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	500	603
【自己資本】		
自己資本の額[(イ)-(ロ)](ハ)	54,185	54,835
【リスク・アセット等(3)】		
信用リスク・アセットの額の合計額	294,696	300,704
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,877	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,877	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,743	16,357
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	309,440	317,062
【連結自己資本比率(率)】		
連結自己資本比率[(ハ)/(ニ)]	17.51%	17.29%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実の状況【連結】

■ その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(注)自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。
当金庫グループにおいて、本項目に該当する会社はございません。

■ 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	294,696	11,787	300,704	12,028
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	295,360	11,814	299,966	11,998
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	29	1	279	11
我が国の政府関係機関向け	310	12	486	19
地方三公社向け	260	10	180	7
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	47,002	1,880	55,553	2,222
法人等向け	79,417	3,176	81,017	3,240
中小企業等向け及び個人向け	96,100	3,844	89,693	3,587
抵当権付住宅ローン	5,855	234	5,620	224
不動産取得等事業向け	34,065	1,362	34,274	1,370
三月以上延滞等	891	35	749	29
取立未済手形	19	0	21	0
信用保証協会等による保証付	1,309	52	1,344	53
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	279	11	266	10
出資等のエクスポージャー	279	11	266	10
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	29,816	1,192	30,478	1,219
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	17,404	696	17,610	704
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	5,679	227	5,582	223
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,931	77	1,962	78
上記以外のエクスポージャー	4,800	192	5,323	212
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,214	48	2,163	86
ルック・スルー方式	1,214	48	2,163	86
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,877	△ 75	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,743	589	16,357	654
ハ.連結総所要自己資本額(イ+ロ)	309,440	12,377	317,062	12,682

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

■ オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

■ 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (地域別・業種別・残存期間別) (単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引				
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	
国 内	876,110	868,887	396,471	389,703	177,710	173,120	—	—	1,591	1,340	
国 外	502	502	—	—	502	502	—	—	—	—	
地 域 別 合 計	876,612	869,389	396,471	389,703	178,212	173,623	—	—	1,591	1,340	
製 造 業	41,011	40,271	29,284	28,653	11,597	11,522	—	—	430	274	
農 業、林 業	248	297	248	297	—	—	—	—	—	—	
漁 業	62	93	62	93	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	1,109	1,088	1,109	1,088	—	—	—	—	—	—	
建 設 業	27,633	25,488	25,381	23,791	2,251	1,697	—	—	258	194	
電気・ガス・熱供給・水道業	8,615	10,127	1,304	1,255	7,311	8,872	—	—	—	—	
情 報 通 信 業	2,994	3,581	352	305	2,508	3,174	—	—	—	—	
運 輸 業、郵 便 業	8,701	8,667	5,293	5,278	3,403	3,384	—	—	22	21	
卸 売 業、小 売 業	31,187	30,379	28,141	27,039	3,005	3,299	—	—	271	216	
金 融 業、保 険 業	335,850	342,719	28,057	28,151	20,641	23,314	—	—	—	—	
不 動 産 業	44,930	44,734	41,012	40,732	3,904	3,987	—	—	—	6	
各 種 サ ー ビ ス 業	49,951	50,863	49,850	50,524	100	306	—	—	343	425	
地 方 公 共 団 体 等	193,355	178,297	69,864	64,232	123,488	114,062	—	—	—	—	
個 人	116,507	118,260	116,507	118,260	—	—	—	—	263	201	
そ の 他	14,452	14,518	—	—	—	—	—	—	—	—	
業 種 別 合 計	876,612	869,389	396,471	389,703	178,212	173,623	—	—	1,591	1,340	
1 年 以 下	107,398	79,313	11,467	16,105	20,076	21,297	—	—	—	—	
1 年 超 3 年 以 下	248,169	184,219	57,203	8,355	39,965	33,856	—	—	—	—	
3 年 超 5 年 以 下	91,996	100,947	29,261	10,392	14,720	4,501	—	—	—	—	
5 年 超 7 年 以 下	31,893	26,798	31,033	20,309	793	6,488	—	—	—	—	
7 年 超 10 年 以 下	54,228	59,493	37,631	45,708	16,596	13,784	—	—	—	—	
10 年 超	320,887	396,584	228,828	287,891	86,059	93,693	—	—	—	—	
期間の定めのないもの	22,037	22,033	1,044	942	—	—	—	—	—	—	
残 存 期 間 別 合 計	876,612	869,389	396,471	389,703	178,212	173,623	—	—	—	—	

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 具体的には現金、未決済為替貸、前払費用、未収収益、仮払金、その他の資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産、債務保証見返、投資信託、投資事業組合が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金										貸 出 金 償 却	
	期 首 残 高		当 期 増 加 額		当 期 減 少 額				期 末 残 高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	目 的 使 用	そ の 他	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製 造 業	386	296	296	403	57	14	328	281	296	403	10	69
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	907	895	895	890	—	—	907	895	895	890	—	—
建 設 業	306	640	640	588	17	36	289	603	640	588	—	42
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	1	1	—	—	1	1	1	1	—	—
情 報 通 信 業	11	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	631	625	625	624	—	—	630	625	625	624	—	—
卸 売 業、小 売 業	1,204	1,211	1,211	1,134	—	11	1,204	1,200	1,211	1,134	—	45
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	403	395	395	412	—	—	403	395	395	412	—	—
各 種 サ ー ビ ス 業	1,713	1,780	1,780	1,767	6	30	1,707	1,750	1,780	1,767	—	—
地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	317	403	403	297	2	10	315	392	403	297	18	—
合 計	5,885	6,250	6,250	6,120	96	103	5,789	6,147	6,250	6,120	28	156

- (注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 3. 当金庫グループでは、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

自己資本の充実の状況【連結】

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	302,370	—	244,580
0.75%	—	9,030	—	9,030
10%	—	16,497	—	21,109
20%	216,376	25,141	257,938	52,360
35%	—	16,733	—	15,340
50%	34,137	23,709	32,287	769
75%	—	113,691	—	114,188
100%	1,904	108,783	2,103	111,483
150%	—	500	—	369
250%	—	7,734	—	7,829
合計		876,612		869,389

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。

2. エクスポージャーの額は信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単体と同様です。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,913	1,961	24,275	24,208	—	—

(注)1. 当金庫グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

2. 保証を適用している主要な保証人の種類は、中央政府、地方公共団体、外国の中央政府(以上、リスク・ウェイト0%)及び消費者ローン・住宅ローンの信用保証機関(適格格付機関による外部格付に基づくリスク・ウェイト20%)などです。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

《連結グループがオリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)》

該当する取引はありません。

《連結グループが投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)》

該当する取引はありません。

出資等エクスポージャーに関する事項

連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	942	942	615	615
非上場株式等	5,805	—	5,828	—
合計	6,747		6,443	

(注)1. 上場株式等には、上場投資信託および株式関連投資信託を含めております。

2. 非上場株式等には、「信託中金出資金」「その他出資金」「その他の証券」勘定として計上している非上場の出資等を含めております。

3. 非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてございません。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

			令和3年度	令和4年度
売	却	益	93	17
売	却	損	46	—
償	却		—	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

				令和3年度	令和4年度
評	価	損	益	770	552

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

当該出資等エクスポージャーについては、時価を把握することが極めて困難と認められることから評価損益は認識しておりません。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

		令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		59,265	35,843
マンドート方式を適用するエクスポージャー			
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー			
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー			
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー			

■ 金利リスクに関する事項

金利リスク量

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ E V E		Δ N I I	
		令和4年3月末	令和5年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
1	上方パラレルシフト	36,094	29,155	1,130	717
2	下方パラレルシフト	0	0	16	0
3	ステッパー化	24,524	21,419		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	36,094	29,155	1,130	717
		ホ		ヘ	
		令和4年3月末		令和5年3月末	
8	自己資本の額	54,185		54,835	

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「リスク管理態勢」の項目に記載しております。

信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧

単体の項目 (信用金庫法施行規則第132条等)		本編	資料編	連結の項目 (信用金庫法施行規則第133条等)		本編	資料編	
1 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項 イ. 事業の組織 ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名 ハ. 会計監査人の名称 ニ. 事務所の名称及び所在地		30		1 金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項 イ. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 ロ. 金庫の子会社等に関する事項				
		31					23	
		31						
		37					23	
2 金庫の主要な事業の内容		32		2 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの イ. 直近の事業年度における事業の概況 ロ. 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標			23 23	
3 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの イ. 直近の事業年度における事業の概況 ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標 ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標		6	6	3 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書 ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1) 破綻先債権に該当する貸出金 (2) 延滞債権に該当する貸出金 (3) 三月以上延滞債権に該当する貸出金 (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 ハ. 自己資本の充実度に関する事項 ニ. 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益の額及び資産の額として算出したもの			24 23	
		22					28	
		23					23	
4 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項 イ. リスク管理の体制 ロ. 法令遵守の体制 ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 ニ. 金融ADR制度への対応		10		4 報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの			22	
		26						
5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (1) 破綻先債権に該当する貸出金 (2) 延滞債権に該当する貸出金 (3) 三月以上延滞債権に該当する貸出金 (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 ハ. 自己資本の充実度に関する事項 ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 (1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) 第102条第1項第5号に掲げる取引 ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ヘ. 貸出金償却の額 ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨		2	2					
		14	14					
		16						
		12						
		10						
		10						
		2						
		22						
		2						
		22						
任意開示項目				任意開示項目		本編	資料編	
1 金融再生法に基づく開示項目				1 金融再生法に基づく開示項目			14	
2 経営者保証に関するガイドラインへの取組状況				2 経営者保証に関するガイドラインへの取組状況		12		
6 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの		22						
7 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認		2						